

## 令和7年度家畜人工授精（山羊及びめん羊）に関する講習会実施要領

独立行政法人家畜改良センター理事長

独立行政法人家畜改良センターにおいて行う家畜改良増殖法第16条第2項に基づいた家畜人工授精（山羊及びめん羊）に関する講習会の実施要領を下記のとおり制定する。

### 記

#### 1. 目的

山羊及びめん羊（主として山羊）の飼養者、農業団体職員等を対象として、家畜改良増殖法第16条第2項に基づく家畜人工授精（山羊及びめん羊）に関する講習会を開催し、受講者等を通じて本技術の普及を図り、我が国のめん羊の生産振興に資するものとする。

#### 2. 家畜の種類          山羊及びめん羊      （但し実習は山羊を用いて行う。）

#### 3. 講習会の開催場所

（学科及び実習）

家畜改良センター茨城牧場長野支場

〒385-0007      長野県佐久市新子田2029-1

TEL    0267-67-2501

#### 4. 講習会の開催日程（別添「実施計画」参照）

（学科及び実習）

令和7年11月10日（月）～11月28日（17日間；16日と23日を除く）

（修業試験）

令和7年11月28日

#### 5. 講師氏名及び担当科目

別添「実施計画」参照

#### 6. 受講予定人員    10名程度

#### 7. 参加資格

山羊及びめん羊（主として山羊）の飼養者、学生、農業団体職員等で将来にわたって山羊、めん羊の人工授精及び改良増殖を行う予定のある者。

#### 8. 修業試験の合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目（実習を含む。）平均60点以上（50点未満の科目が2以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く）とする。

#### 9. 修業試験の合格証明書の交付

本講習会の全課程（免除科目があるものは免除されるもの以外の科目）を修了し、修業試験に合格した者に対しては、家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）より合格証書を交付する。

#### 10. 講習会に係る費用

講習会受講料は無料とする。ただし、テキストに係る費用並びに免許申請（都道府県知事あて）に係る費用は本人負担とする。

#### 11. 応募手続き等

受講希望者は別添の受講申込書（様式1）により開催の6週間前までに家畜改良センター茨城牧場長野支場長（以下「長野支場長」という。）あてに直接提出（郵送も可）するものとする。

長野支場長は、受講希望者について所要の審査を行い、理事長に報告するとともに、当該希望者に受講の諾否を通知するものとする。

その他講習会の運営に必要な事務連絡等については、長野支場長が適宜理事長と協議して、講習会の円滑な運営を確保するものとする。

#### 12. その他

講習開催時期の家畜疾病発生状況等により、講習実施に感染拡大の危険が伴うと判断した場合は本講習会を中止する場合がある。その場合は、家畜改良センター茨城牧場長野支場のHPで通知するとともに、受講希望者へは個別に連絡する。

#### 13. 本講習会に関する問い合わせ先

家畜改良センター茨城牧場長野支場 種苗業務課（早坂・岡部・大野）

〒385-0007 長野県佐久市新子田2029-1

TEL 0267-67-2501

FAX 0267-68-4743